

丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業設計・建設業務請負契約 特約事項（案）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この特約事項（以下「特約事項」という。）を、丸亀市設計施工一括発注工事対象請負契約約款（令和 7 年 3 月 28 日丸亀市告示第 18 号。以下「本約款」という。）の条項に附加して履行しなければならない。

（用語の定義）

第2条 本契約で使用する用語は、本契約（本約款及び特約事項を含む。）で定めるほか、募集要項等（次項で定義する。）にて定義する意味を有するものとする。

- 2 本約款における「設計・施工条件図書」とは、丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業の公募型プロポーザル方式手続きによる受注者の選定に関し令和 7 年 5 月 2 日に公表された丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業募集要項並びに当該募集要項の添付資料（その後提案書提出までに公表されたそれらの修正を含む。以下「募集要項等」という。）及び発注者ホームページで公表した募集要項等に関する質問に対する発注者の回答を総称したものとする。
- 3 本約款における「実施設計図書」とは、募集要項等のうちの要求水準書（以下「要求水準書」という。）に規定する基本設計図書及び実施設計図書を総称したものとする。
- 4 本契約における「管理技術者」とは、募集要項等のうちの要求水準書に規定する設計業務責任者をいうものとする。
- 5 本約款における「契約書記載の工事」とは、要求水準書で定める設計・建設業務をいうものとする。
- 6 本約款における「工事目的物」とは、契約書記載の工事に係る目的物をいい、その詳細は要求水準書で定めるものとする。

（履行義務）

第3条 受注者は、要求水準書 2.1.2 で定める設計・建設業務（以下「本件業務」という。）について、次の各号の業務分担に従い、各号記載の業務担当者が各号記載の業務を連帯して履行するものとする。

- (1) 事前調査業務、設計業務、工事監理業務、各種許認可申請等の手続業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務：【設計企業名】、【工事監理企業名】
 - (2) 建設業務（第一期外構・植栽整備業務を含む。）、既存施設の解体撤去業務、渡り廊下整備業務、第二期外構・植栽整備業務、既存センターの環境整備業務、調理設備調達業務、調理備品調達業務、食器・食缶等調達業務、事務備品調達業務、近隣対応・周辺対策業務、竣工検査及び引き渡し業務、その他これらを実施する上で必要な関連業務：【建築 JV 名】（代表者【代表者名】、構成員【構成員名】）、給排水設備企業、電気設備企業
- 2 受注者は、設計・施行条件図書並びに丸亀市新第二学校給食センター整備運営事業の公募型プロポーザル方式手続きにおいて受注者を含むグループが発注者に提出した提案書及びその他受注者を含むグループが本契約締結までに提出した一切の書類（以下「事業提案書」という。）に記載された事項に従って、契約書記載の工事を履行しなければならない。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の特例）

第4条 本契約では、本約款第 31 条に関わらず、次の各号のとおりとする。

- (1) 改定の対象となる費用は、設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの

直接工事施工に必要となる経費とする（建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事、調理設備工事など各種工事を含む。ただし、調理備品、事務備品、食器・食缶等の調達・設置に係る工事は除く。）。

- (2) 発注者又は受注者は、工期内で、かつ、請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。なお、変動の基準となる指標は、「建設物価（財団法人建設物価調査会発行）」の高松の建築費指数における「構造別平均 SRC」、「構造別平均 RC」、「構造別平均 S」の建築及び設備のうち、受注者が事業提案書において提案した構造の建物種類を適用するものとする。

また、請負代金額の改定の請求は、募集要項等の当初の公表日が属する月に確定している最新の指数と比較して、請負代金額の変更の請求のあった日が属する月に確定している最新の指数が 1000 分の 15 を超えることが確認された日より、1 か月以内、かつ、本件施設の引渡しの 2 か月前までに書面により行わなければならない。

- (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の基準となる指標を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の改定に応じなければならない。なお、請負代金額の改定は、募集要項等の当初の公表日が属する月に確定している最新の指数と比較して、請負代金額の変更の請求のあった日が属する月に確定している最新の指数が 1000 分の 15 を超える場合に限るものとし、改定後の請負代金額は以下の計算式に従って算出することとし、物価変動率は小数点第 5 位以下を切り捨て、改定額は小数点第 1 位以下を切り捨てる。

〈指数上昇の場合〉

$$\text{改定額} = \text{変動前残工事代金額} \times \{(1 + \text{物価変動率}) - 0.015\}$$

〈指数下落の場合〉

$$\text{改定額} = \text{変動前残工事代金額} \times \{(1 + \text{物価変動率}) + 0.015\}$$

また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。

$$\text{物価変動率} = \alpha - 1$$

α : (改定の条件を満たす指数) / (募集要項等の当初の公表日が属する月の指数（確定値）)

- (4) 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、(2) に定める指数等や (3) の規定に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2) の規定による請求は、本規定により請負代金額の改定を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「募集要項等の当初の公表日」とあるのは、「直前の改定を行った日」とする。
- (6) (4) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(許認可の取得等)

第5条 受注者は、契約書記載の工事を実施するために必要となる一切の許認可の取得又は届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない。ただし、発注者が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、発注者は必要な措置を講じ、当該措置について受注者に協力

を求めた場合には、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、受注者はこれに応じる。

- 2 受注者は、前項ただし書きに定める場合を除き、契約書記載の工事を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。以下同じ。）を負担する。
- 3 発注者は、前2項に定める受注者による許認可の取得若しくは維持又は届出の提出について、受注者から協力を要請された場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力する。
- 4 受注者は、契約書記載の工事の実施に係る許認可等の取得に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保管し、契約書記載の工事の終了時に発注者に提出する。
- 5 受注者は、契約書記載の工事の実施に係る許認可等の原本を保管し、発注者の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付き写しを発注者に提出する。

（法令変更等）

第6条 法令変更等（次に掲げるものをいう。以下同じ。）により、この契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、受注者は、速やかに、その内容及び理由を発注者に通知しなければならない。

- (1) 法律、命令（告示を含む。）、条例又は規則（規程を含む。）の制定又は改廃
- (2) 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃
- (3) 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止
- 2 受注者は、この契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、この契約に基づく義務の履行を免れる。
- 3 受注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応する契約金額の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 4 受注者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第1項の通知を受けたときは、速やかに受注者と業務の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から14日を経過しても協議が整わないときは、発注者は業務の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

（法令変更等による増加費用）

第7条 受注者は、前条第1項の通知を行ったときは、次に掲げる法令変更等による増加費用に限り、その負担を発注者に請求することができる。

- (1) 本件業務に直接関係する法令変更等による増加費用
- (2) 工事目的物の敷地、構造又は工事目的物に関する法令変更等による増加費用
- (3) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更による増加費用
- (4) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該増加費用の額のうち通常生ずべきものについて、契約金額を変更し、又は増加費用を負担しなければならない。

（法令変更等による減少費用）

第8条 発注者は、前条第1項各号に掲げる法令変更等による減少費用があると認めるときは、契約金額の変更を請求することができる。

（近隣住民に対する説明及び環境対策）

第9条 受注者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、契約書記載の工事に関する説明を行わなければならない。

2 受注者は、その責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、有害物質の排出・漏洩等その他契約書記載の工事が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。

3 第1項の場合において、要求水準書で定めた業務の内容及び工事目的物の規模に係る事項に関する説明は、発注者の責任とする。

4 受注者は、第1項の説明又は第2項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を発注者に報告しなければならない。

5 発注者は、前項の報告で第1項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、受注者が行う説明に協力するものとする。

6 受注者は、第1項の説明又は第2項の対策を行ったときは、その結果を発注者に報告しなければならない。

(設計・施工条件図書等の変更)

第10条 本約款第24条第1文にかかわらず、発注者が本約款第24条第1文に基づき設計・施工条件図書等を変更した場合において、当該変更が受注者の責めに帰すべき事由により必要となったときは、当該変更により発注者若しくは受注者に生じた損害又は受注者に生じた増加費用は受注者が負担するものとする。

(測量・調査)

第11条 受注者は、必要に応じて、工事用地における測量、地盤調査その他本件業務の実施に係る調査を実施することができる。

2 受注者は、前項に定める調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担する。

3 受注者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合（本約款第23条第1項各号に該当する事由を除く。）には、その対策費を負担する。

(施設損傷リスク)

第12条 工事目的物の引渡し前に、本約款第35条で定める不可抗力以外の事由により、同条で定める工事目的物等に損害が生じたときは、当該損害及びこれによる本件業務に係る増加費用は受注者が負担する。但し、発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者が負担する。

(適用除外)

第13条 本契約では、本約款第50条第11号キからサの規定を適用しない。